

令和6年6月30日

## 監査報告書

地方独立行政法人  
岡山県精神科医療センター  
理事長 山田了士様

監事 秋山裕史



監事 井上信二



私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項及び第34条第2項の規定に基づき、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第17期事業年度の業務の執行について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法の概要

私ども監事は、両名で定めた監査の方針、業務の分担に従い、理事会その他重要な会議に出席するとともに、重要な決裁書類等を閲覧いたしました。また、理事長等から業務運営の報告を聴取し、各部門責任者からは業務処理の状況を聴取するとともに、書面・証憑書類の査閲によりこれを確かめました。財産の状況に関しては、一般に公正妥当と認められる監査基準及び地方独立行政法人の会計監査人のための監査の基準のうち、私どもが必要と認めた監査手続を実施するとともに、会計監査人から財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る）及び決算報告書に関し、監査の方法の概要について報告並びに説明を受け、検討を加えました。

理事長及び副理事長と当法人との利益相反取引については、理事長・副理事長から報告を求めるとともに、その有無を調査いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 会計監査人 監査法人トマツの監査の方法及び結果は、相当であると認める。
- (2) 財務諸表（利益の処分に関する書類を除く）は財政状態・運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示していると認める。
- (3) 利益の処理に関する書類は、法令に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められない。
- (5) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示していると認める。
- (6) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。
- (7) 理事長・副理事長・理事の業務執行に関しては、不正の行為または法令・定款に違反する重大な事実は認められない。なお、理事長・副理事長と法人間の利益相反取引は認められない。

以上